

氏 名 岡 部 茜
 学位の種類 博士（社会学）
 学位授与年月日 2017年9月25日
 学位論文の題名 若者ソーシャルワークの対象と構成要素に関する研究

【論文内容の要旨】

1. 論文内容の要旨

本論文は、従来、問題別対象把握にとどまっていた若者ソーシャルワークから、「若者」を総体として捉えるソーシャルワークに転換し、新たな若者ソーシャルワーク論を構築することを目指すものである。この発想の転換は、学術的な意義をもつとともに、社会实践である若者ソーシャルワークを、広く展開する社会的意義を持つ。この発想と着眼の転換を行うために、申請者は、関連諸科学である教育学・社会学・社会福祉学が「若者」をいかに捉えてきたかを詳細にサーヴェイし、若者研究の系譜研究と称するに値する先行研究整理を行っている。本研究の学術的および社会的意義を三点あげる。

第一の学術的・社会的意義であるが、従来、生活困難を有する若者およびその支援に関する研究は、それぞれの課題別に、その方法論や目的が論じられてきた。申請者は、本研究において、若者の生活困難とソーシャルワークを論じる時、その課題別把握で十分なのかと問題提起し、その上で、「若者」を総体として捉える研究視座を明確にした。申請者は、この分析視座を明確にするために、日本のみならずイギリス・韓国等の若者研究をサーヴェイしている。その学問分野は、教育学（社会教育学）、社会学、社会福祉学に及ぶ。そのなかで得てきた、「若者」を総体と捉える社会福祉学の視点は、学術・実践に多く寄与するものである。

第二の学術的・社会的意義を、「関係性の可変性の保障」の提起にみる。ソーシャルワークは、人の尊厳、権利、倫理を追究しつつ社会正義の実現を意図する実践である。申請者は、従来ソーシャルワークが依拠してきた「支援－被支援」関係の下で、当事者が社会正義を追究する主体となりうるのかとの疑問を呈し、若者と実践者の間に新たな関係性を求める。本研究では、その新たな関係性として協同的關係性を想定し論を進める。申請者は、この協同性の育ちを科学的に分析し、実践の科学的な根拠を求めるために若者や実践者の語りの分析に取り組んできた。これは、今後の研究の発展を待たなければならないが、協同性の育ちの内実が、その実践の方向性を示唆するものであることが本研究で明確になった。

第三の学術的・社会的意義は、若者ソーシャルワークの段階を、従来の段階論的適応で捉えるのではなく、実践局面との関わりで個・集団（家族を含む）・社会（地域を含む）の変容を、実証的に明らかにしたことに求めることができる。この検討は、和歌山市の社会福祉法人一麦会、韓国、滋賀県高島市等の実践事例への参与を通して行っている。

こうした学術的・社会的意義をもつ本論文の第一部は、ソーシャルワーク対象としての若者の存在を明確にする四つの章で構成されている。第一章では、先行研究に基づきながら社会問題としての若者問題を明確にし、第二章では、その若者が社会福祉法・制度のなかでどのように対象となっているかを論究する。さらに、第三章・四章において、若者政策の限界と課題を論究する。第二部は、現場実践に参与し当事者や実践者と共に時間を費やし議論しつつ、同世代の若者として、自身が当事者を「監視・管理」する実践者となっていないかを問い、新たな関係性を問う。

2. 各章の概要

本論序章は、本研究を進める理論的基盤を示すものである。まず、申請者は、1990年以降、社会学や教育学研究、社会福祉学、ソーシャルワーク研究において、若者の生活危機がいかに語られてきたのかを整理する。まず「生き

づらさ」に関する研究を整理している。若者の生活困難を表現する際に多用される「生きづらさ」が、我が国で最初に議論されたのは、1981年の日本精神神経学会総会においてであるが、申請者は、1990年以降に社会学や教育学、精神医学、心理学などの分野で議論されてきた「生きづらさ」に関する定義を詳細に検討し、「その内実に関して共通した見解があるわけではなく概念としては曖昧である」ことを指摘する。次に、「移行」期に視点をあて若者支援研究をリードしてきた教育社会学研究を分析する。その研究が、心理主義化と抗してきた一方で、ワークフェア政策による経済的自立に支援を矮小化する議論に回収する危険性をもっていたことを指摘する。次に、社会福祉学について、その研究対象となり得がたかった事実を整理し、不安定な若者の就労実態と負担能力に社会保険制度を合わせることや、年金・健康保険における被扶養者範囲を見直すこと、生活保護制度における「補足性の原理」と要扶養認定基準を変更することの必要性を指摘する。また、ソーシャルワーク研究との関わりでは、若者の生活困難が個人の問題として認識されてきた事実と、「若者」という狭間の問題を分析する弱点をジェネラリスト・ソーシャルワークが有することを指摘する。次に、近接領域のユースワークとユース・ソーシャルワークを検討し、それぞれに異なる視点や意義を有していることを明確にしたうえで、困難を生じさせる社会構造とその下での困難を有する若者を対象とするユース・ソーシャルワークと、対象を困難者に限定しないユースワークのどちらか一方があればよいものではないとの見解を述べる。

第1章では、社会問題としての若者問題を、個別事象の特徴から論じるのではなく、「若者」という視点から検討する。この論を展開する上で基盤となっているのが、小川利夫が「教育福祉論」研究において提示した「貧困」「差別」「発達」の視点である。社会構造的な課題に若者ソーシャルワークがどう対応するのが申請者の問いである。このなかで、若者が置かれている生育家庭の経済状況を含めた環境、性別、健康状態、学校経験、就労経験などの不利な状況を分析し、現行の支援政策が自己責任のもとに権利が侵害される危険性があること指摘するとともに、青年期の発達において重要となる安心できる親密な仲間関係の困難さを明確にした。さらに、若者「稼働能力」と「扶養家族」の想定の妥当性について検討を加える。

これらの第1章の作業を経て、現在の若者問題を「後期近代の移行過程の長期化や複雑化、個人化とともに生命の平等を否定する競争原理に置かれ、孤立するなかで、社会を構成する一員である自己の生の価値を自身で否定してしまう状況に置かれたことによる困難が、一人の自律した生を他者との関係を支えにして立ち上げる時期である思春期・青年期の課題とも関わりながら表出した生存・発達の危機の総体であり、そうした困難を生じさせる社会的包摂システムの機能不全」と定義する。

第2章は、社会福祉の法制度の中で、一部の若者を対象としてきた、発達障害者・精神障害者への支援、貧困者への支援、児童への支援の国レベルの法律、制度、政策に絞って、既存の社会福祉の法制度において若者がどのような対象となっているのかを検討する。現行制度では、精神保健福祉分野において、個別支援が精神保健福祉手帳所持者に限定され、精神科受診が困難なひきこもり等の若者が個別支援につながりがたいことを指摘する。また、アウトリーチを通じた生活の支援の困難さについても指摘している。貧困者への支援に関しては、生活保護法における資産活用との関わりで法制度の対象となりにくい、民間の貧困支援団体の取り組みの成果の中で、生活保護制度利用を若者層にもある程度押し広げつつあり、生活保護行政における若者への対応の変化を生じさせる契機と見ることができると論じるが、この点に関しては、貧困運動との関わりでさらなる分析を行う必要がある。また、児童福祉の領域では、18歳未満（あるいは20歳未満）という年齢規定と、支援の対象となるために守らなければならない規則の二つの壁が、生活に困難さを感じている若者の多くに手が届かないことを示していると論じ、一方的に保護される存在から脱しようとしている若者に対しては、曖昧で柔軟な枠組みが必要であると論じている。

第3章では、ひきこもりに焦点をあて1980年後半以降の若者支援政策を分析する。新自由主義的な若者支援政策の下で、支援実践自体が不安定な状況に置かれ、先が見えない中で現場は疲弊や孤立を深めてしまうこととなったと論じる。その若者支援政策は、現場支援者の疲弊さらには、連携の困難さをもたらすことを指摘している。申請

者は、今日の若者支援政策の課題としては、第一に、ほとんど事業が相談に一本化されてしまっている、第二に、民間資源の活用に重きが置かれ、単年度予算事業により事業が抑制されることを指摘する。このうえで、少なくとも単年度予算補助事業制度の廃止と子ども・若者育成支援推進法の見直しとともに予算を保障した具体的な事業の制定など、事業充実を実現する法整備の検討に取り組む必要があると論じる。

第4章では、滋賀県高島市における子ども・若者支援地域協議会の事業展開過程を事例とし、相談窓口設置の効果を、地域で潜在化していた課題の可視化、協議会や窓口の取り組みのプロセスのなかで高齢者福祉の機関と繋がりが居場所の創造に作用する等、若者に直接的に関係すると考えられにくかった機関の力の影響が明らかになった事実を報告している。ここから、若者支援がこれまで不足していた地域差の想定を子ども・若者育成支援推進法に含みこむことが、今後の課題となるのではないかと想起している。

次に第二部について述べる。この第二部では、当事者と実践者の関係性の可変性、つまり「支援-被支援」の関係性から協同関係性への転換を研究の視座におく。支援-被支援の関係性の持つ否定的側面を、当事者の語りに分析を加え、若者が生活の主体となる関係性を論じる。若者支援運動が導き出した協同関係性は、支援内容を「支援者」と「当事者」が共に創り上げるものであり、社会構造の変動を背景に生じてきた若者の生活困難に対し、個・集団・社会を変革する実践のなかで追究される関係性であると考え論を進める。

第5章は、1990年代から若者を対象として実践を展開してきた社会福祉法人一麦会の取り組み事例を、若者ソーシャルワークの3局面の様相に基づき分析する。申請者は、現場に実践参与し、実践者、さらに若者を対象としたインタビューを行い、分析を加える。その分析におき、そこに参加する人々が、それぞれ同じように実践に意見し、働き、責任を負い、創造していくという協同組合で追究されてきた協同労働のプロセスをそこにみると分析する。当事者と実践者のみでなく、地域住民や地域の外から来店するお客さんが加わり、「支援する者」と「支援される者」との二項対立的な関係性から、「店の従業員」と「地域住民」という関係性が地域ぐるみで育つことが可能になっていると論じる。

第6章は、危機青少年へのアウトリーチにつき、韓国の実践者を対象とするインタビューと法・制度分析を行うなかで、我が国で必要となる法・制度を提起する。ここで、韓国の実践を「法制化が潜在化されていた若者の生活困難を可視化したという点」が示唆的であると論じ、それぞれの場の実践やしぐみが充実し、豊かな発達が保障される政策および実践の展開が必要であると論じる。また、韓国で児童と青少年が、それぞれの支援において「保護」と「育成」を目的とする違いがあり、これが、法制度設計の違いとして生じている事実につき指摘する。

第7章は、第5章・第6章において3局面を中心にしながら、若者ソーシャルワークにおける要点を事例から検討してきたが、ここでは、ピアスタッフの実践の場における育ちに注目し論を進める。このピアスタッフの実践効果性に関し、精神保健福祉分野の先行研究を整理し論を進めるが、さらに、実践集団を形成する為に、ピアスタッフの感じる迷いや不安、葛藤や戸惑い等の「ゆらぎ」に注目し作業を進めている。ピアスタッフ実践の検討から、個別支援にピアスタッフが位置づくことで、一方的な「支援する」「支援される」という関係性を崩すことが可能となるのではないかと提起をおこなっている。第2部は若者支援の現場で出会った「もの言わぬ若者」「支援者に従順な若者」との出会いから必然的に生じたミッシェル・フーコーの議論についての学びが理論的支柱となっている。「支援」を通して、人の内面に介入し、序列化化する社会の仕組みを克服する主体とし、自己と当事者が共にどう育ちあうかを問い、協同関係性という理論に行きついた。もちろん、ソーシャルワークは、強制的かつ権力的な危機介入の側面を否定できない。この側面を、踏まえつつ、この関係性を発展させるのが、申請者の理論をより発展させる上で必要となっている。

最後に終章の概要について述べる。終章では、若者ソーシャルワークの必要性、若者ソーシャルワークを構成する要素、生活困難状態にある若者を支えるための政策、さらに今後の研究課題を論じる。若者ソーシャルワークを構成する要素として、「半依存性・半自立性の保障」と「関係性の可変性の保障」に着眼する。半依存・半自立を迫

究する過程で、課題の協同的な解決を目指す仲間が、お互いに役割を果たしあう垂直的でない関係を「協同性」もつ関係と考える。申請者が本章において提起する若者支援政策の「危機介入」「ドロップイン」「周知の徹底」「オルタナティブな就労保障政策」は、隣国韓国の制度設計を研究するなかで提起しているものである。

【論文審査の結果の要旨】

主査・副査は、本論文がもついくつかの評価すべき点について合意した。第一に、若者論研究としても、若者支援論研究としても、非常に詳細な研究のサーヴェイが行われていることである。そのサーヴェイは、諸外国の研究においてもその原書に当たり若者支援論の系譜として公刊するに値する研究となっている。先行研究を1990年以降に限定しているが、そもそも若者支援研究が、1990年以降において活発に行われるようになってきたものであり、妥当性がある分析対象であると評価できる。

第二に、本研究は、若者ソーシャルワークの対象と構成要素に関する研究であり、この構成要素に関する提起は、申請者が実践現場に参加し、実践内容を綿密に検討して得た視点であると評価できる。受理審査時に「構成要素に関する概念的な説明の精緻化が必要」との付記があったが、主査・副査の審査及び公聴会時の意見では、申請者が手がけた諸調査の上に若者ソーシャルワークの構成要素が示されており、「精緻化」についての指摘は、今後の研究課題と理解すべきであると考えられる。

第三に、本論文は、新自由主義社会における若者のあえぎに対する社会科学的分析を行っているものである。「貧困」「差別」「発達」が若者たちの生活をいかに脅かし、彼らの生活を危機に陥れているかを分析している。そのうえで、事実として生じている若者の生活危機と、若者がいかに対峙するかを、ソーシャルワーク研究として追究している。申請者が提起する自立を保障する為には、オルタナティブな生き方、住まい方、働き方を追究する社会が必要である。それは、適応から参加へとソーシャルワークの価値観を転換させるものであると評価できよう。ここでは若者を対象とするソーシャルワークが論究されたが、この研究は、障害者さらには他のマイノリティの自立と社会参加を根本から問う研究となっていることが評価できる。

こうした評価の上で、今後の研究に期待する点を四点あげる。まず、第一に、支援－被支援の関係性の変化は、若者の生活をめぐるあらゆる対人関係の変化を視野に入れ考えることが必要であり、若者がSNSを活用していることも総合的な若者ソーシャルワークの一つの切り口になるのではないかと考える。

第二に、韓国のみならず、イタリア等の家族（責任）主義が根強い国においても、障害者の自立支援などに協同組合原理をもつ事業体の台頭が顕著である。今後、韓国、イタリア、スペイン等との比較検討により、ケアの協同組合や支援の場における協同的関係性を検討する必要があるのではないかと考える。本論文において、韓国が取り上げられているが、家族（責任）主義が強い韓国において若者支援が進み、それに比較し日本は進んでいない背景を論究することが必要である。

第三に、本論文の重要な問題提起が自立についてである。自立論の追究との関わりでは、エスピン・アンデルセンの「福祉レジーム論」を参照しつつ、家族（責任）主義の乗り越えを議論する必要がある。

第四に、自立概念に関するさらなる論究が求められることが指摘された。アメリカで生まれた障害者自立運動は、independent living を目的としていたが、あくまでも自立は、independent = 「(人格的) 独立」という意味を持つと考えるべきである。公聴会に参加された社会学研究科教授からも、さらなる自立論の検討が必要であり、自立をなり立たせる社会構造と合わせて検討する必要があるとの指摘があった。

以上、公聴会と論文審査の議論により、審査委員会は本論文が申請者の今後の独立した研究者として成長する可能性を十分に示す論文であることから、博士学位を授与するに相応しい水準に達しているという判断で一致した。

【試験または学力確認の結果の要旨】

本論文の公聴会は、2017年7月7日（火）午後12時45分から13時50分まで、立命館大学以学館33号教室で行われた。審査委員会は公聴会の質疑応答を踏まえ、各審査委員の意見交換の結果、本博士学位請求論文が、博士を授与するに値するものであるとともに、外国語文献の読解においても十分な能力を備えていることを、全会一致で判断した。また、申請者である岡部西氏は、学術論文5本（単著2本、共著3本：すべて第一筆者）、共著書1冊、日本社会福祉学会などの学会大会で4回の発表（日本語、単独4回）をするなど優れた業績を有し、公聴会の質疑応答においても学位申請者が十分な専門知識と豊かな学識を有することを確認した。

以上から、審査委員会は申請者に対し、本学学位規程第18条第1項に基づいて「博士（社会学 立命館大学）」を授与することが適当であると判断する。

審査委員 （主査）山本 耕平 立命館大学産業社会学部教授
 （副査）斎藤 真緒 立命館大学産業社会学部教授
 （副査）鈴木 勉 佛教大学社会福祉学部教授